

令和4年度 国際スポーツ大会誘致・開催支援事業実施要綱

3 才 推 事 第 5 4 2 号
令和4年2月10日制定

(目的)

第1条 この要綱は、都が、東京への国際スポーツ大会の誘致・開催を促進するために行う、国際スポーツ大会の誘致・開催支援事業（以下「支援事業」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 「公益財団法人日本オリンピック委員会の加盟競技団体」とは、公益財団法人日本オリンピック委員会加盟団体規程第2条に規定する要件を全て満たし、公益財団法人日本オリンピック委員会により加盟団体として認められたものをいう。
- (2) 「公益財団法人日本スポーツ協会の加盟競技団体」とは、公益財団法人日本スポーツ協会加盟団体規程第2条第1号及び第3号に定める団体をいう。
- (3) 「公益財団法人日本パラスポーツ協会の加盟競技団体」とは、公益財団法人日本パラスポーツ協会定款第53条第3項に定める団体をいう。
- (4) 「日本パラリンピック委員会の加盟競技団体」とは、公益財団法人日本パラスポーツ協会定款第48条に定める団体をいう。

(支援対象大会)

第3条 支援事業の対象となる国際スポーツ大会は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 誘致支援

- ア 「令和3年度国際スポーツ大会誘致・開催支援事業」（以下「令和3年度誘致支援事業」という。）における支援大会のうち、令和4年度中に誘致活動を継続して実施する大会
- イ 次の全ての要件を満たし、国内外から多くの観客・選手が集まり、東京のスポーツ振興及び都市のプレゼンス向上、賑わいの創出等が期待される国際スポーツ大会
 - (ア) 東京都内での開催が予定されていること。
 - (イ) 国際競技連盟（アジア連盟等を含む。）が主催又は公認等すること。
 - (ウ) 公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本パラスポーツ協会、日本パラリンピック委員会の各加盟競技団体（以下「各加盟団体」という。）が主催、共催又は主管等すること。
 - (エ) 観客数10,000人以上又は参加国数10か国以上が見込まれること。

- (オ) 令和4年度中に誘致活動を実施し、令和4年4月1日から令和6年3月31日までに開催地が決定すること。
- (カ) 大会の開催時には、都と連携したスポーツ振興事業を実施すること（子どもの観戦機会の確保、都民に対する観戦招待やアスリートとの交流等）。
- ウ 前号にかかわらず、特に必要と認められる国際スポーツ大会（東京都内での開催を希望するものに限る。）

(2) 開催支援

- ア「令和3年度誘致支援事業」における支援大会のうち、令和4年度に東京で開催する大会
- イ 次の全ての要件を満たし、国内外から多くの観客・選手が集まり、東京のスポーツ振興及び都市のプレゼンス向上、賑わいの創出等が期待される国際スポーツ大会
- (ア) 東京都内での開催が決定されていること。
- (イ) 国際競技連盟（アジア連盟等を含む。）が主催又は公認等すること。
- (ウ) 各加盟団体が主催、共催又は主管等すること。
- (エ) 観客数10,000人以上又は参加国数10か国以上が見込まれること。
- (オ) 大会の開催時には、都と連携したスポーツ振興事業を実施すること（子どもの観戦機会の確保、都民に対する観戦招待やアスリートとの交流等）。
- (カ) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに開催される大会
- ウ 前2号にかかわらず、特に必要と認められる国際スポーツ大会（東京都内での開催が決定されているものに限る。）

2 前項にかかわらず、次に該当する大会は、支援の対象外とする。

- (1) 大会の誘致・開催に当たり、都が開催都市として、この要綱に定めるもの以外の責務（開催都市契約の締結、開催を支持する旨の公文書の作成（都に責任が生じるもの）等をいう。）を負うことが予定されている大会

(支援対象団体)

第4条 支援事業の対象となる団体は、支援対象大会の誘致活動を行い、開催地決定後には支援対象大会を開催する次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 各加盟団体
- (2) 大会の開催準備及び運営に関する事業を目的として設立された法人（大会組織委員会等）

2 前項にかかわらず、次の各号に該当する団体は、この要綱に基づく支援対象団体としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員または使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

- (3) 政治性又は宗教性のある事業を行う法人
- (4) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反している法人

(支援内容)

第5条 支援内容は別表1に掲げるものとする。

- 2 支援対象経費及び支援対象外経費は別表2に掲げるものとする。
- 3 別表1に定める経費の支援は、第9条第1項の協定に基づく分担金とする。

(支援の申請)

第6条 都の支援を受けようとする団体は、あらかじめ指定する期日までに次の申請書を都に提出しなければならない。

(1) 誘致支援

ア 第3条第1項第1号アに掲げる大会

「令和4年度国際スポーツ大会誘致・開催支援事業 支援申請書」(第1号様式の2)

イ 第3条第1項第1号イまたはウに掲げる大会

「令和4年度国際スポーツ大会誘致・開催支援事業 支援申請書」(第1号様式の1)

(2) 開催支援

ア 第3条第1項第2号アに掲げる大会

「令和4年度国際スポーツ大会誘致・開催支援事業 支援申請書」(第1号様式の2)

イ 第3条第1項第2号イまたはウに掲げる大会

「令和4年度国際スポーツ大会誘致・開催支援事業 支援申請書」(第1号様式の3)

2 前項の申請書に添える関係書類は、次のとおりとする。

(1) 誘致支援

ア 事業計画書(第2号様式の1)

イ 事業収支計画書(第3号様式の1)

ウ 誘致活動における支援対象経費の支出計画書(第4号様式の1)

エ 団体概要(第5号様式)

オ 誓約書(第6号様式)

カ 大会誘致に関する書類(国際競技連盟への立候補書類等)

キ 支援対象団体の定款、規約又はこれらに類するもの

ク 支援対象団体の組織体制

ケ 支援対象団体の役員名簿

コ 直近における支援対象団体の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、財産目録等)

サ 申請書に使用した印鑑の印鑑証明(ただし、申請日以前3か月以内に発行されたものに限る。)

シ その他都が必要と認める書類

(2) 開催支援

ア 事業計画書（第2号様式の2）

イ 事業収支計画書（第3号様式の2）

ウ 大会開催における支援対象経費の支出計画書（第4号様式の2）

エ 大会開催に関する書類（国際競技連盟からの開催地決定通知等）

オ 前号エ、オ及びキからシまでに掲げる書類

3 支援事業の内容により都が必要がないと認めるときは、第1項の規定による申請書に記載すべき事項の一部又は第2項の規定による関係書類の一部を省略することができる。

4 原則として、申請は一団体につき、一大会のみとする。ただし、同時期に開催するなど、複数の大会を一体のものとして誘致・開催する場合は一大会とみなし、申請することができるものとする。

(支援大会の選定)

第7条 都は、申請のあった国際スポーツ大会について、別途定める選定委員会における審査結果を踏まえ、予算の範囲内において支援大会を選定する。

2 第3条第1項第2号アに掲げる大会で、第6条に掲げる申請書類を提出したものは、本要綱においても継続して支援大会に選定するものとし、選定1委員会へ報告を行うものとする。

3 前2項の場合において、都は、選定された支援大会を公表することができる。

(選定結果の通知)

第8条 都は、前条により行った選定結果を、「令和4年度国際スポーツ大会誘致・開催支援事業審査結果通知書」（第7号様式）により申請のあった全ての団体に対し通知する。ただし、前条第2項における支援大会を除くものとする。

(協定の締結)

第9条 支援大会として選定された大会を主催・共催・主管等する各加盟団体、又は大会の開催準備及び運営に関する事業を目的として設立された法人（以下「被支援団体」という。）は、大会の誘致・開催に向けて都と相互に協力して取り組むことについて、令和4年4月1日以降に都と協定を締結する。

2 前項の場合において、都は、必要に応じて、被支援団体に対し追加書類の提出を求めることができる。

(開催地の決定)

第10条 第3条第1項第1号に掲げる大会に関する被支援団体は、支援大会の開催地が決定した場合、速やかに「国際スポーツ大会開催地決定通知書」（第8号様式）により報告しなければならない。

- 2 前項により東京での開催が決定した場合には、都は、原則として、大会開催支援を行うものとし、支援内容は第5条に定める。
- 3 第1項により東京以外での開催が決定した場合は、その時点で支援を終了する。

(分担金の減額)

第11条 都は、第5条第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当した場合は、分担金の全部又は一部を減額することができる。

- (1) 被支援団体が、事業計画書に記載する事項のうち全部又は一部を実施しなかったとき。
- (2) 被支援団体が、第9条に基づく協定に反して事務を処理したとき。

(経理)

第12条 本事業の経理は、第6条第2項第2号に定める事業収支計画書に基づき、被支援団体が行う。

- 2 被支援団体は、本事業の経費と他の経費とを区分して処理する。
- 3 都は、前項に定める本事業の経費について、被支援団体に対して随時、帳簿等の閲覧を求めることができる。
- 4 被支援団体は、帳簿その他の関係書類を本事業の実施期間の属する都の会計年度終了後、5年間保存しなければならない。

(報告)

第13条 被支援団体は、開催地決定後、大会終了後又は都の事業年度終了後1月以内に、事業報告書、収支報告書、分担金充当報告書その他都が必要と認めた書類を第9号様式により都に提出する。

(解除)

第14条 都は、被支援団体の事業運営において、都の支援対象事業として適正を欠く行為があったときは、第9条に基づく協定を解除することができる。

- 2 前項の規定に基づき、都が協定を解除したことにより被支援団体に損害が生じても、都は、その賠償の責めを負わない。

(分担金の支払い)

第15条 都は、第13条の規定による書類の提出を受けた場合において、その内容を精査し適正と認めたときは、分担金の額を確定し被支援団体に通知する。

- 2 被支援団体は、前項で確定した分担金の額を記載した請求書を都へ提出する。
- 3 被支援団体は、前項の請求を行うに当たっては、スポーツ庁が策定したスポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について、当該ガバナンスコードに係るセルフチェックシートによる自己説明及び公表を行うものとする。

(分担金の返還)

第 16 条 都は、次の各号のいずれかに該当した場合は、期日を定めて分担金の一部又は全部の返還を命じる。

- (1) 都が第 11 条の規定により分担金を減額した場合において、既に被支援団体にその額を超える分担金が支出されているとき。
- (2) 都が第 14 条の規定により協定を解除した場合において、既に被支援団体に分担金が支出されているとき。

(違約加算金または延滞金)

第 17 条 都が前条第 1 号又は第 2 号の規定により被支援団体に分担金の返還を命じた場合（ただし、同条第 1 号の規定による場合は、被支援団体の責めによらずに第 11 条第 1 号に該当した場合を除く。）においては、被支援団体はその命令に係る分担金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該分担金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付する。

- 2 都が被支援団体に対し、分担金の返還を命じた場合において、被支援団体がこれを期日までに納付しなかったときは、被支援団体は当該期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付する。

(延滞金及び違約加算金の計算)

第 18 条 都が前条第 1 項の規定により被支援団体に違約加算金の納付を命じた場合において、被支援団体の納付した金額が返還を命じた分担金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた分担金の額に充てるものとする。

- 2 都が前条第 2 項の規定により被支援団体に延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた分担金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(安全確保)

第 19 条 大会の開催時に、被支援団体は、その運営に関し、参加者等の安全確保に十分配慮するものとし、万一事故等が発生したときは、自らの責任において対応するものとする。

- 2 被支援団体は、大会の運営に関し、東京都新型コロナウイルス感染症対策条例（令和 2 年東京都条例第 53 号）に基づき、東京都等が定めた新型コロナウイルス感染症のまん延の防止のための指針（ガイドライン）を遵守し、東京都が定めた「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示するものとする。

(個人情報取扱い)

第20条 都及び被支援団体が、分担業務により取得した個人情報（以下「取得個人情報」という。）は、各々が保有する個人情報とする。

- 2 都及び被支援団体は、各々が保有する取得個人情報を、相互に共同して利用する。この際、都及び被支援団体は、共同して利用する取得個人情報の項目、都及び被支援団体において共同して利用する旨、共同して利用する目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者について、あらかじめ当該個人情報の本人(当該個人情報によって識別される特定の個人をいう。)が知ることができるよう措置する。
- 3 都及び被支援団体は、各々が保有する取得個人情報及び前項の規定により共同して利用する取得個人情報の取扱いについて、関連法令等を遵守し、適正に管理を行う。
- 4 都又は被支援団体の故意又は過失により事故が生じた場合は、各々の責任及び費用負担によりこれを解決する。
- 5 都又は被支援団体の一方が、他方の保有する取得個人情報の取扱いについて、第三者に委託を行う場合は、当該委託を受ける者及びその者における当該個人情報の取扱いに係る管理状況について、他方に文書で報告する。
- 6 都及び被支援団体は、事業が終了したときは、各々が保有する取得個人情報について、法令等あらかじめ定められた保存年限に従い保管した後、適正に破棄する。

(状況報告)

第21条 都は、支援事業の円滑適正な遂行を図るため、必要があると認めるときは、その遂行状況に関し、被支援団体に対し報告させるものとする。

(申請内容の変更・取下げ)

第22条 被支援団体は申請内容に変更が生じた場合、または支援を取り下げる場合は、速やかに「令和4年度国際スポーツ大会誘致・開催支援事業 申請内容の変更・取下書」(第10号様式)を都に提出し、あらかじめ都の承認を得るものとする。ただし、軽微なものについては、報告をもって代えることができる。

- 2 都は、前項により被支援団体が提出した申請書の内容を審査の上、「令和4年度国際スポーツ大会誘致・開催支援事業 申請内容の変更・取下に係る通知書」(第11号様式)により被支援団体に通知する。

(事業の全部又は一部の中止)

第23条 被支援団体は、天変地異や不測の事故等、自らの責めによらない事由により、事業の全部又は一部を中止するときは、事前に都と協議するものとする。

- 2 被支援団体の責により、事業の全部又は一部が実施されなかった場合、未実施になったことに伴う経費一切は支援の対象外とする。
- 3 被支援団体は、前2項の規定により事業の全部又は一部を中止したときは、第13条に準じ報告を行うものとする。

(東京都名義の使用)

- 第 24 条 被支援団体は、都の名義を使用して印刷物等を作成する場合には、事前に原稿を都に提出し、その承認を得るものとする。
- 2 被支援団体は、協賛者等が都の名義を使用して印刷物等を作成する場合には、前項の規定と同様の措置を行うものとする。

(その他)

- 第 25 条 この要綱に定めのない事項は、これを別に定める。

附則

この要綱は、令和 4 年 2 月 15 日から施行する。

別表 1 (支援内容)

1 誘致支援

| | 内容 |
|--------|--|
| 経費の支援 | <ol style="list-style-type: none"> 1 誘致に係る経費については、対象経費の2分の1を支援することとし、1大会当たりの支援の上限額は400万円とする。ただし、誘致が複数年にわたる場合は、当該期間を通じて上記金額の範囲内で支援する。 2 各年度の支援大会数は、後年度の支援予定を考慮しつつ、各年度の予算の範囲内で設定する。 3 本事業の収支決算において、余剰金が生じたときは、その余剰金額を1に規定する額から控除する。 4 本事業の収支決算において、欠損金が生じたときは、被支援団体の負担とする。 |
| その他の支援 | <p>次の支援について、実施にあたり、都度、都に協議するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 東京都名義の使用 2 誘致活動に係る応援レターの発出（都に責任が生じるものを除く。） 3 その他 |

2 開催支援

| | 内容 |
|--------|---|
| 経費の支援 | <ol style="list-style-type: none"> 1 開催に係る経費については、対象経費の2分の1を支援することとし、1大会当たりの支援の上限額は3,000万円とする。ただし、令和3年度誘致支援事業において支援を受けた大会については、上記金額から、令和3年度誘致・開催支援事業における支援額を差し引いた金額を上限額とする。 2 対象経費は、支援大会の開催年度におけるものとする。 3 本事業の支援大会数は、予算の範囲内で設定する。 4 本事業の収支決算において、余剰金が生じたときは、その余剰金額を1に規定する額から控除する。 5 本事業の収支決算において、欠損金が生じたときは、被支援団体の負担とする。 |
| その他の支援 | <p>次の支援について、実施にあたり、都度、都に協議するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 東京都名義の使用 2 東京都広報媒体による大会PR 3 その他 |

別表 2（支援対象経費及び支援対象外経費）

1 誘致支援

| | |
|---------|---|
| 支援対象経費 | 対象大会の誘致活動に係る事務経費（広報宣伝費、印刷製本費、翻訳費等）、渡航費 ^{※1} ・宿泊費 ^{※2} （誘致活動のために要した経費に限る）、その他特に必要と認められる経費。ただし、使途が明示された補助金その他の収入に相当する額を含まないものとする。 |
| 支援対象外経費 | (1) 被支援団体の責により誘致活動が未実施となったことに伴い生じた経費 (2) 事業目的に照らし、都の事業として支援することが適当でないと認められる経費（飲食を対象とする経費等） (3) 上記渡航費・宿泊費のうち、国際競技連盟が主催する会議への定例的な出席等、誘致活動に直接起因しない経費 |

※1 渡航費とは、航空賃及び空港旅客サービス施設使用料をいう。実費弁償を原則とするが、航空賃については、以下の上限額の範囲とする。

| | 運賃の等級を3階級に区分する 航空路による旅行の場合 | 運賃の等級を2階級に区分する 航空路による旅行の場合 | 運賃の等級を設けない 場合 |
|----------|-------------------------------|-------------------------------|------------------|
| 役員（理事以上） | 中級の運賃 | 上級の運賃 | 航空機の利用に 要する運賃 |
| その他 | 下級の運賃 | 下級の運賃 | |

※2 以下の上限額の範囲の実費額とする。

①外国における宿泊費

| | 指定都市 | 甲地方 | 乙地方 | 丙地方 |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 役員（理事以上） | 25,700 円 | 21,500 円 | 17,200 円 | 15,500 円 |
| その他 | 19,300 円 | 13,500 円 | 12,900 円 | 11,600 円 |

指定都市とは、シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド及びアビジャンの地域をいう。

甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域のうち、上記指定都市以外の地域をいう。

丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大西洋地域、アフリカ地域及び南極地域のうち、上記「指定都市」以外の地域をいう。

乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。

②日本における宿泊

| | 甲地方 | 乙地方 |
|----------|----------|----------|
| 役員（理事以上） | 15,000 円 | 11,000 円 |
| その他 | 13,500 円 | 10,000 円 |

甲地方とは、東京都特別区、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、福岡市、広島市の地域をいう。

乙地方とは、甲地方以外の地域をいう。

上記地域の定義については、昭和 26 年 8 月 21 日付人事委員会規則第 5 号「職員の旅費に関する条例第 2 条第 2 項等による旅費規則」第 8 条から第 10 条までのおりとする。

本要綱に定めのない事項については、「職員の旅費に関する条例」における取扱いに準ずるものとする。

2 開催支援

| | |
|---------|--|
| 支援対象経費 | 対象大会の開催に係る会場関係費（会場借上費、会場設営費及び機材費）、警備・安全対策費（コロナ対策費を含む）、競技運営費、広報宣伝費、その他大会開催に不可欠な経費※ ³ 。ただし、使途が明示された補助金その他の収入に相当する額を含まないものとする。 |
| 支援対象外経費 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 被支援団体の責により大会が未開催となったことに伴い生じた経費 (2) 事業目的に照らし、都の事業として支援することが適当でないと認められる経費（飲食を対象とする経費等） (3) パソコン・動画配信サイト利用料、ホームページ更新費、システム導入費、備品購入費等被支援団体の経常的な使用又は利用に係る経費 |

※3 大会に参加する選手・役員等の渡航費及び宿泊費については、別表2「1誘致支援」※1及び※2の取扱いに準じるものとする。